**平成２３年（フ）第２１３７号**
埼玉県幸手市大字千塚1864番地20、旧住所埼玉県加須市久下４丁目19番地12
債務者　蕪木　吉郎
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２１３８号**
埼玉県幸手市大字千塚1864番地20、旧住所埼玉県加須市久下４丁目19番地12
債務者　蕪木まり子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２１４５号**
埼玉県川口市上青木６丁目17番20号　栄和荘203号、旧住所埼玉県川口市大字赤山899番地
債務者　菅原　幸治
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２１４９号**
さいたま市桜区田島10丁目２番11―406号
債務者　廣村　弘子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２１８４号**
さいたま市北区日進町２丁目500番地３　町田荘102
債務者　対馬　幸子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２１８５号**
埼玉県久喜市上清久296番地４、住民票上の住所さいたま市見沼区大和田町１丁目1118番地13
債務者　緑川　晴也
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２２０３号**
埼玉県戸田市笹目４丁目27番地の17　シーレックスパテオ101号室
債務者　引地　由香
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２２０４号**
さいたま市緑区東浦和２丁目38番地10　ＳＳＳさいたま寮Ａ棟、旧住所兵庫県加古川市平岡町土山１番地
債務者　田中　順一
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１２２号**
さいたま市岩槻区大字村国676番地４
債務者　大塚　　武
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２９６号**
岡山県倉敷市川入706番地　野田マンションＢ22号
債務者　小槇　篤志（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第２９７号**
岡山県倉敷市川入706番地　野田マンションＢ22号
債務者　小槇みち代（旧姓美土路）
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２４年（フ）第１０号**
岡山県笠岡市中央町16番地１　中央ビル８―802号
債務者　亀井由美子
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２４年（フ）第４号**
栃木県佐野市鐙塚町227番地
債務者　小林　タカ
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２３年（フ）第７３７号**
川崎市宮前区野川365番地２　オークレジデンス106
債務者　加藤　英樹
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第８１１号**
川崎市高津区上作延1010番地　ミュータンハイツ203、前住所川崎市幸区大宮町20番地14第３川崎スパマンション1004
債務者　鈴木　由賀
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第３号**
川崎市多摩区東三田３丁目４番15―３号　フラットハウス102
債務者　冨安　幸弘
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係